

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年11月26日（令和7年（行情）諮問第1350号）

答申日：令和8年6月12日（令和8年度（行情）答申第228号）

事件名：「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。」

（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる6文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年8月28日付け防官文第19850号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) ないし (5) (略)

(6) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(7) (略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の存在を確認できなかったことから、令和元年7月16日付

け防官文第4309号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（以下「先行処分」という。）を行った。

その後、先行処分に対して審査請求が提起され、先行処分を維持することが妥当である旨の意見を付し、情報公開・個人情報保護審査会（以下、第3において「審査会」という。）に諮問したところ、令和7年3月28日付け情個審第1408号（令和6年度（行情）答申第1128号）により、本件請求文書に該当する行政文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件請求文書に該当する行政文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであるとの審査会の判断を得た。

上記答申を踏まえ、令和7年5月15日付けの防衛大臣の裁決により、本件請求文書に該当する行政文書につき、改めて開示決定等を行うこととし、当該裁決に基づいて、同年8月28日付け防官文第19850号により、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

## 2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年11月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年6月5日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認さ

せたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書については、本件開示請求文言及び令和6年度（行情）答申第1128号により、本件請求文書に該当する文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断されたことを踏まえ、特定したものである。

イ 本件対象文書は、防衛政策局インド太平洋地域参事官付及び統合幕僚監部首席参事官付において保有している文書である。

ウ 本件審査請求を受け、上記部署において、書庫、倉庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書は、開示請求文言及び上記(1)アの答申の内容を踏まえて特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)ア及びイ並びに上記第3の2(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 (本件対象文書)

- 文書1 MDMP-M : Commander's Appreciation & Operational Design
- 文書2 MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES (MNF SOP) Version: 3.11
- 文書3 Multinational Planning Augmentation Team and Multinational Force Standing Operating Procedures
- 文書4 MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES (MNF SOP) Version: 3.0 November 2015 MNF SOP
- 文書5 MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES (MNF SOP) Version: 2.9 October 2013 MNF SOP
- 文書6 MULTINATIONAL FORCE STANDING OPERATING PROCEDURES (MNF SOP) Version: 2.0 (Working Draft) Last Update: 7 July 2006 MNF SOP PRIMER